

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示 ページ
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における
選挙運動等の管理に関する規程 1

徳島県及び高知県 参議院合同選挙区 選挙管理委員会告示

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号
参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動
等の管理に関する規程を次のように定める。

平成28年5月10日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
西川 政善

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選 挙運動等の管理に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 選挙事務所の設置届出書等並びに自動車、船舶及び拡声機の表示（第4条－第8条）
- 第3章 選挙運動用ビラの届出及び証紙（第9条－第11条）
- 第4章 ポスター掲示場（第12条－第15条）
- 第5章 個人演説会等（第16条）
- 第6章 標旗及び腕章（第17条－第19条）
- 第7章 選挙公報（第20条－第26条）
- 第8章 選挙運動費用（第27条－第31条）
- 第9章 推薦団体の選挙運動（第32条－第36条）
- 第10章 政党その他の政治団体の政治活動（第37条－第39条）
- 第11章 補足（第40条・第41条）

附則

第1章 総則 (趣旨)

第1条 この規程は、徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会が管理する選挙に係る選挙運動等について必要な事項を定めるものとする。
(用語の略称)

第2条 この規程において、「法」とは公職選挙法（昭和25年法

律第100号）を、「令」とは公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）、「合同委員会」とは徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会を、「市町村委員会」とは市町村選挙管理委員会をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。
(選挙長の印)

第3条 選挙長の印の印影は、別表第1に定めるとおりとする。

第2章 選挙事務所の設置届出書等並びに自動車、船舶及び拡声機の表示

(選挙事務所設置及び異動の届出書)

第4条 令第108条第1項及び第3項の規定による選挙事務所の設置又は異動の届出書は、それぞれ別記第1号様式又は別記第2号様式により作成しなければならない。

2 令第108条第2項及び第3項の規定による公職の候補者の承諾を得たことを証する書面及び推薦届出者の代表者であることを証する書面は、それぞれ別記第3号様式及び別記第4号様式により作成しなければならない。
(選挙事務所の標札)

第5条 法第131条第3項の規定により合同委員会が交付する選挙事務所標札（以下この章において「標札」という。）は、別記第5号様式によるものとする。
(自動車、船舶又は拡声機の表示)

第6条 法第141条第5項の規定による選挙運動のために使用される自動車、船舶又は拡声機への表示は、合同委員会が交付する別記第6号様式による表示板（以下この章において「表示板」という。）を用いてしなければならない。

2 表示板は、自動車にあってはその前面、船舶にあっては操舵室の前面、拡声機にあっては送話口の下部等外部から見やすい個所に、その使用中常時掲示しておかななければならない。
(標札等の交付)

第7条 標札及び表示板は、立候補の届出を受理した後、直ちに交付するものとする。
(標札等の再交付)

第8条 標札又は表示板を紛失し、破損し、又は著しく汚損したためその再交付を受けようとする者は、合同委員会に対して、理由書を添えて文書で申請しなければならない。

2 標札又は表示板の破損又は汚損により前項の申請をする場合には、当該申請者は、その申請の際、破損又は汚損した標札又は表示板を返還しなければならない。

第3章 選挙運動用ビラの届出及び証紙 (選挙運動用ビラの届出)

第9条 法第142条第1項第2号の規定によるビラの届出は、別記第7号様式の届出書に種類ごとの見本をそれぞれ4枚添えて、合同委員会に提出しなければならない。

(選挙運動用ビラの証紙)

第10条 法第142条第7項の規定により合同委員会が交付する証紙は別記第8号様式によるものとする。

(選挙運動用ビラの証紙の交付)

第11条 法第142条第1項第2号の規定による届出があったときは、合同委員会は、当該ビラの内容、形状等を審査し、適正であると認めるときは、直ちに前条の証紙を14万5千枚交付するものとする。

第4章 ポスター掲示場

(ポスター掲示場の設置)

第12条 法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）は、別記第9号様式に準じて設けなければならない。

2 市町村委員会は、ポスター掲示場を選挙期日の公示の日から、その使用を開始することができるよう設けなければならない。

3 市町村委員会は、公職の候補者から、ポスター掲示場の設置場所を表示した図面の交付の申出があった場合においては、法第144条の2第4項の規定による告示の写しを添えて、これを交付するよう努めなければならない。
(ポスター掲示場の区画の数及び番号)

第13条 前条第1項の場合において、ポスター掲示場にポスターを掲示することができる区画の数は、合同委員会が定め、あらかじめ市町村委員会に通知するものとする。

2 市町村委員会は、ポスター掲示場のポスターを掲示すべき区画内に右上段から右下段の順に順次左へ一連の番号で、前項の規定による通知を受けた数までの区画の番号を付さなければならない。
(ポスターの掲示)

第14条 公職の候補者が、ポスター掲示場にポスターを掲示する場合の区画は、立候補届出順位と同一の番号が記載された区画とする。
(ポスター掲示場の管理)

第15条 市町村委員会は、ポスターが指定された区画以外の区画に掲示されていることを知ったときは、当該掲示に係る候補者に速やかに通知し、当該ポスターを撤去させなければならない。

2 市町村委員会は、候補者が死亡等により候補者でなくなったときは、当該候補者のポスターを速やかに撤去しなければならない。

3 市町村委員会は、ポスター掲示場の破損等の状態を知り、かつ、掲示されているポスターについて新たに掲示し直す必要があるときは、速やかに、その旨を当該公職の候補者に通知しなければならない。

第5章 個人演説会等

<p>(立札等の表示)</p> <p>第16条 法第164条の2第2項の規定による個人演説会の会場前に掲示する立札及び看板の類の表示は、合同委員会が交付する別記第10号様式による表示板を用いてしなければならない。</p> <p>2 前項の表示板は、立札又は看板の類の表面の見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>3 第7条及び第8条の規定は、第1項の表示板の交付、再交付について準用する。</p> <p>第6章 標旗及び腕章 (街頭演説用標旗)</p> <p>第17条 法第164条の5第2項の規定により合同委員会が交付する標旗は、別記第11号様式のとおりとする。 (選挙運動用腕章)</p> <p>第18条 法第141条の2第2項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者が着けなければならない腕章は、別記第12号様式のとおりとする。</p> <p>2 法第164条の7第2項の規定により選挙運動に従事する者が着けなければならない腕章(前項の腕章を除く。)は、別記第13号様式のとおりとする。 (標旗及び腕章の交付)</p> <p>第19条 第7条及び第8条の規定は、前2条の標旗及び腕章の交付、再交付について準用する。</p> <p>第7章 選挙公報 (掲載文の申請)</p> <p>第20条 法第168条第1項の規定による申請書の様式は、別記第14号様式のとおりとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。</p> <p>(1) 別記第15号様式に準じて調製した原稿用紙に記載した掲載文1通</p> <p>(2) 裏面に党派名及び氏名を記載した手札型の上半身像の写真1枚 (掲載文の作成方法等)</p> <p>第21条 掲載文は、黒色の色素により明瞭かつ色の濃淡がないように記載しなければならないが、写真については、前条第2項の規定により添付するもののほかは、使用することができない。</p> <p>2 掲載文の氏名欄には、公職の候補者の氏名(当該候補者について当該選挙の選挙長の認定した通称がある場合においては、当該通称)のほか、住所、年齢、所属党派及び主要経歴を記載することができる。</p> <p>3 掲載文は、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、アルファベットの文字、数字、記号及び符号並びに図、イラストレーション及びこれらの類を使用して記載するものとする。 (図画等の面積制限)</p> <p>第22条 公職の候補者が掲載文に図画、図表、イラストレーショ</p>	<p>ン及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。 (違反部分の措置等)</p> <p>第23条 合同委員会は、前3条の規定に違反して記載した掲載文の申請があった場合又は掲載文に記載した文字が著しく小さい場合その他、印刷した場合において印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、公職の候補者に対し、期限を付して、当該掲載文の記載の訂正を求めることができる。</p> <p>2 公職の候補者が前項の規定による求めに応じない場合、合同委員会は、必要な訂正をすることができる。 (掲載文の撤回及び修正)</p> <p>第24条 公職の候補者は、既に提出した掲載文又は写真を撤回しようとするときはその旨を、これを修正しようとするときは新たに記載し直した掲載文又は新たな写真を添えて、その旨を、それぞれ文書をもって合同委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による撤回又は修正の申請は、法第168条第1項に規定する期間内にしなければならない。 (掲載文の掲載を中止しないことがある場合)</p> <p>第25条 掲載文の掲載の申請をした後に公職の候補者が死亡等により候補者でなくなった場合においては、当該候補者に係る掲載文の掲載は中止しないことがあるものとする。 (掲載文の返還)</p> <p>第26条 法第168条第1項の規定により掲載申請のあった掲載文及び写真は、いかなる場合においても返還しないものとする。</p> <p>第8章 選挙運動費用 (出納責任者の選任等の届出書)</p> <p>第27条 法第180条第3項の規定による出納責任者の選任の届出に係る文書の様式は、別記第16号様式のとおりとする。</p> <p>2 法第182条第1項の規定による出納責任者の異動に係る文書の様式は、別記第17号様式のとおりとする。</p> <p>3 法第183条第3項の規定による出納責任者の職務代行の届出に係る文書の様式は、別記第18号様式のとおりとする。 (収支報告書の閲覧の請求)</p> <p>第28条 法第192条第4項の規定に基づき、合同委員会が受理した法第189条第1項の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の閲覧をしようとする者は、別記第19号様式により閲覧の請求をしなければならない。 (閲覧の場所等)</p> <p>第29条 前条に規定する報告書の閲覧は、合同委員会の指定する場所で、それぞれの県の選挙管理委員会の執務時間内にしなければならない。</p> <p>2 閲覧者は、指定された場所で閲覧するほか、外部に持ち出し、又は破損、加筆等の行為をしてはならない。</p>	<p>(閲覧の中止又は禁止)</p> <p>第30条 合同委員会は、前条の規定に違反する者に対し、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。 (実費弁償及び報酬の額)</p> <p>第31条 法第197条の2第1項の規定により合同委員会が定める選挙運動に従事する者に対する実費弁償の額並びに選挙運動のために使用する労務者に対する報酬及び実費弁償の額は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>2 法第197条の2第2項の規定により合同委員会が定める選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。)に支給することができる報酬の額は、選挙運動のために使用する事務員にあっては1万円以内、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者にあっては1万5千円以内とする。</p> <p>第9章 推薦団体の選挙運動 (確認申請)</p> <p>第32条 法第201条の4第2項の規定により、政党その他政治団体が合同委員会に対し、確認の申請をする場合は、当該申請書に同項に規定する同意書のほか、当該政党その他の政治団体に係る次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) 綱領又は規約その他これに準ずるもの</p> <p>(2) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定により届け出た文書の写し</p> <p>(3) 役員名簿</p> <p>(4) 予算書 (確認書の様式)</p> <p>第33条 法第201条の4第2項の規定により合同委員会が交付する確認書は、別記第20号様式のとおりとする。 (推薦演説会周知用ポスターの証紙及び検印)</p> <p>第34条 法第201条の4第9項において準用する法第144条第2項の規定により合同委員会が交付する法第201条の4第6項第1号のポスターの証紙は、別記第21号様式のとおりとする。</p> <p>2 合同委員会は、証紙の作成が間に合わないときその他特別の事情により証紙を交付することができないときは、証紙の交付に代えて、別記第22号様式による印を用いて検印をするものとする。 (証紙交付票及び検印票の交付)</p> <p>第35条 合同委員会は、第33条の規定による確認書を交付するときは、当該政党その他の政治団体に対し、別記第23号様式による推薦演説会周知用ポスター証紙交付票(次条において「証紙交付票」という。)又は、別記第24号様式による推薦演説会周</p>
--	---	---

知用ポスター検印票（次条において「検印票」という。）を併せて交付するものとする。

（証紙の交付及び検印の手続）

第36条 証紙の交付又は検印を受けようとする者は、証紙交付票又は検印票に法第201条の4第6項第1号のポスター4枚（当該ポスターに記載内容が異なるものがある場合においては、それぞれ4枚）を添付して、合同委員会に提出しなければならない。

2 合同委員会は、証紙を交付したとき又は検印をしたときは、その都度証紙交付票又は検印票に、その枚数及び月日を記入し、かつ、証紙を交付した者又は検印をした者が押印し、当該証紙交付票又は検印票を返還するものとする。

3 証紙交付票又は検印票の交付を受けた者は、法第201条の4第7項に規定するポスターの数の証紙の交付又は検印を受けたときは、証紙交付票又は検印票を合同委員会に返還しなければならない。

4 証紙の交付又は検印は、合同委員会の指定した場所においてするものとする。

第10章 政党その他の政治団体の政治活動

（政治活動用ポスターの証紙及び検印）

第37条 法第201条の11第4項の規定により合同委員会が交付する証紙（次項及び次条において「証紙」という。）の様式は、別記第25様式のとおりとする。

2 合同委員会は、証紙の作成が間に合わないときその他特別の事情により証紙を交付することができないときは、証紙の交付に代えて、別記第26号様式による印を用いて法第14章の3の規定によるポスターに検印（次条において「検印」という。）をするものとする。

（証紙の交付及び検印の手続）

第38条 合同委員会は、証紙の交付又は検印を受けようとする者に対し、別記第27号様式による政治活動用ポスター証紙交付票（以下この条において「証紙交付票」という。）又は政治活動用ポスター検印票（以下この条において「検印票」という。）を交付するものとする。

2 証紙の交付又は検印を受けようとする者は、証紙交付票又は検印票に法第14章の3の規定によるポスター4枚（当該ポスターに記載内容が異なるものがある場合においては、それぞれ4枚）を添付して、合同委員会に提出しなければならない。

3 合同委員会は、証紙を交付したとき又は検印をしたときは、その都度証紙交付票又は検印票に、その枚数及び月日を記入し、かつ、当該証紙を交付した者又は検印をした者が押印し、当該証紙交付票又は検印票を返還するものとする。

4 証紙交付票又は検印票の交付を受けた者は、法第201条の7第2項に規定するポスターの数の証紙の交付又は検印を受けたときは、証紙交付票又は検印票を合同委員会に返還しなければ

ならない。

5 証紙の交付又は検印は、合同委員会の指定した場所においてするものとする。

（ビラの届出）

第39条 法第201条の7第2項において準用する法第201条の6第1項第6号の規定によるビラの届出は、当該ビラ4枚（当該ビラに記載内容が異なるものがある場合においては、それぞれ4枚）を添付して、別記第28号様式による政治活動用ビラの頒布届出書によってしなければならない。

第11章 補足

（再立候補の場合の特例）

第40条 法第271条の4に掲げる者に対しては、表示板、証紙交付票及び腕章は新たに交付しないものとする。

（雑則）

第41条 この規程に定めるもののほか、合同委員会が管理する選挙その他合同委員会の権限に属する事務の執行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年5月10日から施行する。

別表第1（第3条関係）

公印の名称	公印の寸法	公印の書体	公印のひな形
選挙長印	方24ミリメートル	てん書	参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙選挙長之印

別表第2（第31条関係）

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の額
 - イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の額
 - ウ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 1万円以内
 - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 第1号ア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき1万円

別記

第1号様式（選挙事務所設置届出書）（第4条関係）

選挙事務所設置届出書

年 月 日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙事務所を次のとおり設置したので、公職選挙法第130条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

設置者 住所

氏名

Ⓜ

選挙管理委員会委員長 様

選挙事務所の所在地	(電話番号)
設置年月日	
候補者の氏名	

- 備考
- 1 推薦届出者がこの届出をする場合においては、選挙事務所の設置について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えてください。
また、推薦届出者が数人ある場合においては、併せてその代表者であることを証明する書面を添えてください。
 - 2 推薦届出者が設置した場合のみ「候補者の氏名」を記入してください。
 - 3 文字を訂正し、削除し、又は挿入した場合は、その箇所に設置者の認印を押してください。
 - 4 この届出書は、徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会並びに選挙事務所を設置した都道府県選挙管理委員会及び市町村選挙管理委員会にそれぞれ提出してください。

第2号様式（選挙事務所異動届出書）（第4条関係）

選挙事務所異動届出書

年 月 日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙事務所を次のとおり異動したので、公職選挙法第130条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

設置者 住所
氏名

㊤

選挙管理委員会委員長 様

異動後の事務所の所在地	(電話番号)
異動前の事務所の所在地	
異 動 年 月 日	
候 補 者 の 氏 名	

- 備考 1 推薦届出者がこの届出をする場合においては、選挙事務所の異動について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えてください。
また、推薦届出者が数人ある場合においては、併せてその代表者であることを証明する書面を添えてください。
- 2 推薦届出者が設置した場合のみ「候補者の氏名」を記入してください。
- 3 文字を訂正し、削除し、又は挿入した場合は、その箇所に設置者の認印を押してください。
- 4 この届出書は、徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会並びに選挙事務所を設置した都道府県選挙管理委員会及び市町村選挙管理委員会にそれぞれ提出してください。

第3号様式（承諾書）（第4条関係）

承諾書

推薦届出者代表者氏名

上の者が選挙事務所 設置
届出書記載のとおり、選挙事務所を設置することを承諾
異動
します。

年 月 日

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
候補者氏名 ㊤

第4号様式（代表者証明書）（第4条関係）

代表者証明書

住所

氏名

上の者は、参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙候補者
薦届出者の代表者であることを証明します。

年 月 日

の推

推薦届出者	氏名	④
	氏名	④
	氏名	④
	氏名	④

備考 推薦届出者全員の氏名を記載し、押印してください。

第5号様式（選挙事務所の標札）（第5条関係）

第 号の（ ）

年 月 日 執行

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
候補者（氏 名）選挙事務所

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会 印

備考

「第 号の（ ）」の「第 号」の部分には、候補者の届出順位を、「（ ）」の部分には1から法第131条第1項に規定する数までの選挙事務所の数を記載する。

第6号様式（自動車等の表示板）（第6条関係）
（その1）（自動車及び船舶）

第 号の（ ）
候補者（氏 名）
年 月 日執行
参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
選挙運動用
自動車 船 舶
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会 印

備考 「第 号の（ ）」の「第 号」の部分には、候補者の届出順位を、
「（ ）」の部分には1から法第141条第1項に規定する数までの自動車又は船
舶の数を記載する。

第6号様式（自動車等の表示板）（第6条関係）
（その2）（拡声機）

第 号の（ ）
候補者（氏 名）
年 月 日執行
参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
選挙運動用拡声機
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会 印

備考 「第 号の（ ）」の「第 号」の部分には、候補者の届出順位を、
「（ ）」の部分には1から法第141条第1項に規定する数までの拡声機の数
を記載する。

第7号様式（選挙運動用ビラの届出書）（第9条関係）

ビラの届出書

年 月 日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙において選挙運動用ビラ 種類を頒布したいので、公職選挙法第142条第1項第2号の規定により届け出ます。

年 月 日

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
候補者氏名 ㊟

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 様

備考 種類ごとのビラの見本をそれぞれ4枚添えてください。

第8号様式（選挙運動用ビラの証紙）（第10条関係）

年執行
参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
選挙運動用ビラ
候補者用
(番号)

徳島・高知参議院合同選管

- 備考
- 1 「(番号)」には、候補者の届出順位を記載する。
 - 2 用紙の紙質、規格等については、合同委員会が定めるものとする。

第9号様式（ポスター掲示場）（第12条関係）

脚

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙ポスター掲示場
 年 月 日執行
 市(町・村)選挙管理委員会
 一 この掲示場は、参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙ポスター以外の方は使用できません。
 二 選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスターは、立候補の届出の順位と同じ番号が表示してある区画に貼ってください。
 三 掲示板を壊したり、ポスターを破つたりすると罰せられます。

- 備考 1 ポスター掲示場は、設置期間中の風雨に耐え得る構造のものとする。
- 2 既存の構造物を利用して掲示場を設置する場合には、脚を設けないことができる。
- 3 各ポスター掲示区画は、おおむね縦横45センチメートルとし、区画を明確に区分し、区画番号を明記するものとする。
- 4 ポスターを掲示する区画の数が13以上である場合には、掲示板の区画の表示を3段にすることができる。

第10号様式（個人演説会等の立札等の表示板）（第16条関係）

第 号の () 候補者 (氏 名) 年 月 日執行 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙 個人演説会用表示板 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会 印
--

備考 「第 号の ()」の「第 号」の部分には、候補者の届出順位を、「 ()」の部分には候補者ごとに一連番号を記載する。

第11号様式（街頭演説標旗）（第17条関係）

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会 印	候補者 （氏 名）	参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙街頭演説標旗	第 号の（ ） 年 月 日執行		

備考 「第 号の（ ）」の「第 号」の部分には、候補者の届出順位を、「（ ）」の部分には候補者ごとに一連番号を記載する。

第12号様式（乗車船用腕章）（第18条関係）

	第 号の（ ） 年 月 日執行 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙 候補者（氏 名） 乗車船証 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会 印
--	---

備考 「第 号の（ ）」の「第 号」の部分には、候補者の届出順位を、「（ ）」の部分には候補者ごとに一連番号を記載する。

第13号様式（選挙運動員腕章）（第18条関係）

	<p>第 号の（ ）</p> <p>年 月 日執行 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙</p> <p>候補者（氏 名）</p> <p style="text-align: center;">運動員</p> <p style="text-align: right;">徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会 ㊦</p>
--	---

備考 「第 号の（ ）」の「第 号」の部分には、候補者の届出順位を、「（ ）」の部分には候補者ごとに一連番号を記載する。

第 14 号様式（選挙公報掲載申請書）（第 20 条関係）

<p>選挙公報掲載申請書</p> <p>公職選挙法第168条第1項の規定により、参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙選挙公報の掲載を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙 候補者氏名 ㊦</p> <p>徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 様</p> <p>連絡場所及び電話番号</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none">1 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会が交付する原稿用紙1枚に記載した掲載文2 裏面に党派名及び氏名を記載した手札型の上半身像の写真1枚
--

第15号様式（選挙公報原稿用紙）（第20条関係）

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">受付年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受付番号</td> <td></td> </tr> </table>	受付年月日		受付番号	
受付年月日					
受付番号					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">写真掲載欄</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">氏</td> </tr> </table>		写真掲載欄		氏
	写真掲載欄				
	氏				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">欄</td> </tr> </table>		名		欄
	名				
	欄				
候補者氏名					
連絡場所及び電話番号					

第16号様式（出納責任者選任届出書）（第27条関係）

出納責任者選任届出書

年 月 日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における出納責任者を次のとおり選任したので、公職選挙法第180条第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

選任者の氏名 ④

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 様

候補者の氏名	
出納責任者の氏名	
出納責任者の住所	
出納責任者の職業	
出納責任者の生年月日	年 月 日生
選任年月日	年 月 日

備考 1 選任者は、候補者又は推薦届出者でなければなりません。また、候補者は、自ら出納責任者となることができます。

2 推薦届出者が出納責任者を選任する場合には、候補者の承諾書をこの届出書に添えてください。

3 推薦届出者が数人あるときは、推薦届出者の代表者であることを証明する書面をこの届出書に添えてください。

4 文字を訂正し、削除し、又は挿入したときは、その箇所に認印を押してください。

第17号様式（出納責任者選任届出書）（第27条関係）

出納責任者異動届出書

年 月 日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における出納責任者が次のとおり異動したので、公職選挙法第182条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

選任者の氏名 ㊟

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 様

候補者の氏名	
出納責任者の氏名	
出納責任者の住所	
出納責任者の職業	
出納責任者の生年月日	年 月 日生
異動年月日	年 月 日

- 備考 1 選任者は、候補者又は推薦届出者でなければなりません。また、候補者は、自ら出納責任者となることができます。
- 2 推薦届出者が出納責任者を選任し、又は解任する場合においては、候補者の承諾書をこの届出書に添えてください。
- 3 出納責任者の異動が解任又は辞任による場合においては、候補者若しくは推薦届出者の解任の通知の文書又は出納責任者の辞任の通知の文書の写しを添えてください。
- 4 推薦届出者が数人あるときは、推薦届出者の代表者であることを証明する書面をこの届出書に添えてください。
- 5 文字を訂正し、削除し、又は挿入したときは、その箇所にも認印を押してください。

第18号様式（出納責任者職務代行届出書）（第27条関係）

出納責任者職務代行開始（廃止）届出書

年 月 日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙において、次のとおり出納責任者の職務代行を開始（廃止）したので、公職選挙法第183条第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

職務代行者氏名 ㊟

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 様

候補者の氏名	
出納責任者の氏名	
出納責任者の選任者の氏名	
出納責任者の事故又は欠けたことの実 （職務代行の廃止の理由）	
職務代行者の氏名	
職務代行者の住所	
職務代行者の職業	
職務代行者の生年月日	年 月 日生
職務代行開始（廃止）年月日	年 月 日

- 備考 1 出納責任者の職務代行をすることができる者は、候補者又は出納責任者を選任した推薦届出者です。
- 2 出納責任者の欠けたことが、解任又は辞任による場合は、候補者若しくは推薦届出者の解任又は出納責任者の辞任の通知のあったことを証する書面も添えてください。
- 3 文字を訂正し、削除し、又は挿入したときは、その箇所にも認印を押してください。

第19号様式（選挙運動の収支報告書の閲覧請求書）（第28条関係）

閲覧請求書

年 月 日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 様

請求者 住所
氏名
電話番号
（法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

公職選挙法第192条第4項の規定に基づき、下記のとおり閲覧を請求します。
記

年	公職の候補者名及び選挙の名称

選挙管理委員会記入欄（この欄には、記入しないでください。）

閲覧時間	年 月 日	～	年 月 日
	午前・午後 時 分		午前・午後 時 分

第20号様式（推薦団体の確認書）（第33条関係）

確認番号第 号

推薦団体確認書

- 1 選挙の種類
年 月 日執行 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
- 2 政党その他の政治団体の名称
- 3 事務所の所在地
- 4 代表者の氏名
- 5 推薦候補者の氏名

上の団体は、公職選挙法第201条の4第1項の規定の適用を受ける政治団体であることを確認します。

年 月 日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会 印

第21号様式（推薦演説会周知用ポスターの証紙）（第34条関係）

年執行
参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
推薦演説会周知用
（番号）
徳島・高知参議院合同選管

- 備考 1 「（番号）」には、政党その他の政治団体ごとに異なる番号を記載する。
2 用紙の紙質、規格等については、合同委員会が定めるものとする。

第22号様式（推薦演説会周知ポスターの検印）（第34条関係）



第23号様式（推薦演説会周知用ポスターの証紙交付票）（第35条関係）

第 号
推薦団体（名称）
代表者（職・氏名）
年 月 日執行 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
推薦演説会周知用ポスター証紙交付票
1 使用する施設の名称
2 使用する施設の所在地
3 演説開催年月日
年 月 日
徳島県及び高知県 参議院合同選挙区選挙管理委員会

（裏面）

交付枚数	交付月日	交付者印
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
計		枚

備考 「第 号」には、確認番号を記載する。

第24号様式（推薦演説会周知用ポスターの検印票）（第35条関係）

第 号
推薦団体（名称）
代表者（職・氏名）
年 月 日執行 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
推薦演説会周知用ポスター検印票
1 使用する施設の名称
2 使用する施設の所在地
3 演説開催年月日
年 月 日
徳島県及び高知県 参議院合同選挙区選挙管理委員会

（裏面）

検印枚数	検印月日	検印者印
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
計		枚

備考 「第 号」には、確認番号を記載する。

第25号様式（政治活動用ポスターの証紙）（第37条関係）

年執行
参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
政治活動用ポスター
（番号）
徳島・高知参議院合同選管



- 備考 1 「(番号)」には、政党その他の政治団体ごとに異なる番号を記載する。
2 用紙の紙質、規格等については、合同委員会が定めるものとする。

第26号様式（政治活動用ポスターの検印）（第37条関係）



第27号様式（政治活動用ポスターの証紙交付票等）（第38条関係）

（その1）（証紙交付票）



確認番号第 号 （政党その他の政治団体の名称） 代表者（職・氏名）  年 月 日執行 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙 政治活動用ポスター証紙交付票 徳島県及び高知県 参議院合同選挙区選挙管理委員会 

（裏面）

交付枚数	交付月日	交付者印
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
計		枚

第27号様式（政治活動用ポスターの証紙交付票等）（第38条関係）

（その2）（検印票）

確認番号第 号 （政党その他の政治団体の名称） 代表者（職・氏名）  年 月 日執行 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙 政治活動用ポスター検印票 徳島県及び高知県 参議院合同選挙区選挙管理委員会 

（裏面）

検印枚数	検印月日	検印者印
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
枚	月 日	
計		枚

第28号様式（政党その他の政治団体の頒布するビラの届出書）（第39条関係）

政治活動用ビラの頒布届出書

次の事項を記載したビラを頒布したいので、公職選挙法第201条の7第2項において準用する第201条の6第1項第6号の規定により届出ます。

年 月 日

政治団体 事務所の所在地
名 称
代表者の職・氏名 ㊟

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 様

- 1 選挙の種類
年 月 日執行 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
- 2 政党その他の政治団体の名称
- 3 公職選挙法第14章の3の規定によるビラである旨を表示する記号
第1種類のビラ
第2種類のビラ
第3種類のビラ

備考 この届出書には、頒布しようとするビラ4枚（記載内容が異なるものがある場合においては、それぞれ4枚）を添えてください。